

ダイヤモンド原石の輸入について

輸入注意事項14第68号(14.12.27)

- 改正 ①輸入注意事項15第8号(15.2.3) ②輸入注意事項15第12号(15.2.12)
③輸入注意事項15第30号(15.6.19) ④輸入注意事項17第18号(17.7.1)
⑤輸入注意事項17第33号(17.7.25) ⑥輸入注意事項18第2号(18.1.23)
⑦輸入注意事項19第32号(19.9.28) ⑧輸入注意事項21第5号(21.4.15)
⑨輸入注意事項22第12号(22.2.16) ⑩輸入注意事項26第37号(26.12.19)
⑪輸入注意事項27第14号(27.9.18)

平成14年12月27日付け経済産業省告示第443号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成15年1月10日以降、下記のとおりとします。

ただし、平成15年1月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされた場合には、下記の手続は適用しないこととしますが、この場合には当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされたことを証する書類(船荷証券又は航空機の場合はAir Waybill若しくはこれに準ずる書類)を併せて税関に提出してください。

なお、平成12年8月25日付け輸入注意事項12第58号(シエラレオネを原産地とするダイヤモンドの二号承認制移行について)及び平成13年6月1日付け輸入注意事項13第12号(リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの二号承認制移行について)は、平成15年1月9日限りで廃止します。

記

1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について

ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度(以下「キンバリー・プロセス証明制度」)が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類(以下「キンバリー・プロセス証明書」)が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。なお、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものについては、併せてキンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、同国の取引資格を暫定的に停止することが決定されており、輸入禁止措置がとられておりますのでご注意ください。

2 該当品目

ダイヤモンド(関税定率法(明治43年法律第54号)別表類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に該当するものに限る。)

3 当該貨物の輸入について

中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(1) 通関時確認制(輸入公表三の8の(7))

キンバリー・プロセス証明制度の参加国から2.に掲げる貨物を輸入する場合、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出することにより、輸入を認めます。(キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、輸入者は必ずその写しを控えてください。)

(2) 二の二号承認制(輸入公表二の二の第1)

容器が開いていものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。

① 提出書類

(イ) 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表の様式T-2010) 2通

(ロ) 申請理由書(輸入注意事項55第76号の別紙1) 1通

(ハ) 輸入契約書の写し又はこれに準ずる書類 1通

(ニ) キンバリー・プロセス証明書の写し 1通

(ホ) キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年4月30日の間に船積みされたものについては、上記(ニ)に代わって、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”(当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kim-berley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているもの又はこれに準ずるものに限る。)の写し 1通

(ヘ) 郵送にて返信を希望する場合は返信用封筒(簡易書留分の切手を添付のこと。)

(ト) その他必要と認められる書類

② 提出先

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL 03-3501-1511(内線3251~3255)

③ 申請受付

月曜日から金曜日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第二号及び第三号に規定する日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

④ 輸入の承認基準

キンバリー・プロセス証明制度の参加国から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。

(イ) 上記①(ニ)から(ホ)に掲げる有効な証明書等が提出されていること。

(ロ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる明らかな証拠があること。

⑤ 輸入時の注意事項

キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、上記④(ロ)に該当する場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。また、①(ニ)に掲げるキンバリー・プロセス証明書又は①(ホ)に掲げる“Government Letter of Comfort”については写しを控えた上、輸入時に原本を税関に提出してください。

4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について

当該制度の参加国等については、経済産業公報及び通商弘報に掲載する「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について(平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号)」をご確認ください。